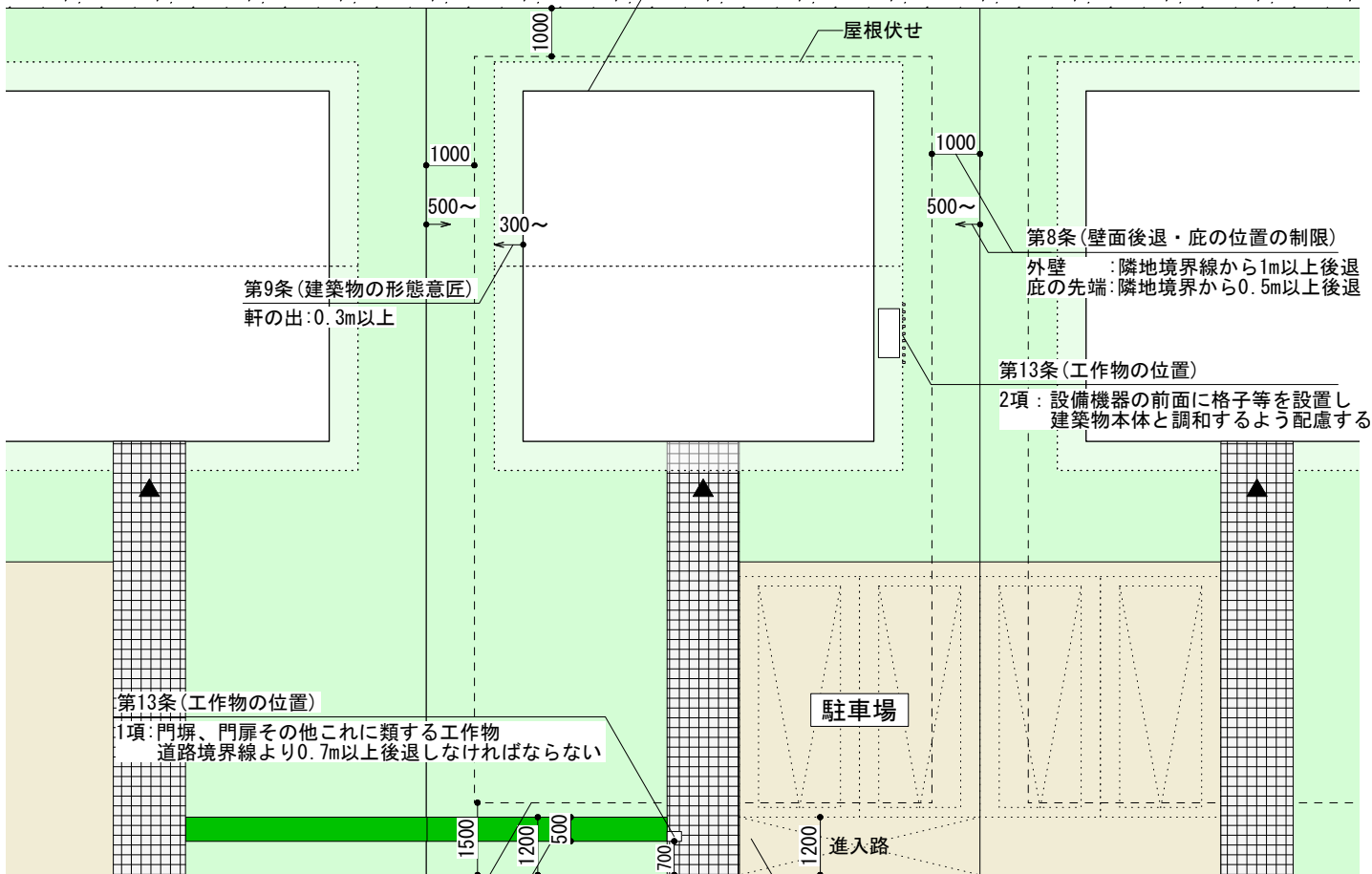


共有地
(コモン)

第9条 (建築物の形態意匠)

外壁: 自然景観と調和する色彩とすること
ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りではない
屋根: 金属瓦、又は日本瓦、これらと同等の風情を有するものとする



第9条 (建築物の形態意匠)
軒の出: 0.3m以上

第8条 (壁面後退・庇の位置の制限)
外壁: 隣地境界線から1m以上後退
庇の先端: 隣地境界線から0.5m以上後退

第13条 (工作物の位置)
2項: 設備機器の前面に格子等を設置し
建築物本体と調和するよう配慮すること

第13条 (工作物の位置)
1項: 門塀、門扉その他これに類する工作物
道路境界線より0.7m以上後退しなければならない

第8条 (壁面後退・庇の位置の制限)
外壁: 道路境界線から1.5m以上後退
庇の先端: 道路境界線から1.2m以上後退

第15条 (敷地の緑化)
3項 生垣: 道路に面する宅地部分には生垣を設けなければならない
ただし、駐車場の出入り口及び玄関ポーチの(幅員1.5m以下)
の範囲は適用しない

第10条 (建築物の敷地)
3項: 宅地内に駐車場を設ける場合は、道路境界線から奥行き1.2m
の範囲は進入路として、車両を駐車してはならない。

道路

第10条 (建築物の敷地)

3項: 宅地内に駐車場を設ける場合は、道路境界線から奥行き1.2m
の範囲は進入路として、車両を駐車してはならない。